第十三条第一項に次の一号を加える。

十三　第二号様式記載上の注意⑸ｄに規定する第三者について第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の⑴の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合（当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。）

第二十四条第一項に次の一号を加える。

四　第二号様式記載上の注意⑸ｄに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の⑴の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。）

第二号様式中「氏名又は名称　　㊞」を「氏名又は名称　　」に改める。

第二号様式記載上の注意⑸ｄ中「記載すること」の次に「。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑽及び⑿において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」に掲げる事項のうち「⑴　会社の概要」と同一の事項に代えて、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる」を加え、同記載上の注意⑺ｂ中「（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑿において同じ。）」を削る。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名又は名称　　㊞」を「氏名又は名称　　」に、「住所又は所在地　　」を「住所又は所在地　　」に改める。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第九条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び第三項」を削る。

第十一条第一号中「するものに限る」を「するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く」に改め、同条第三号中「銀行等保有株式取得機構」の下に「、日本銀行」を加える。

第一号様式記載上の注意⑶中ｄをｅとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。

第一号様式記載上の注意⑼中ｆをｈとし、ｅをｇとし、ｄをｅとし、ｃの次に次のように加える。

ｆ　報告書の提出者が個人であって、その生年月日を記載した書面を報告書に添付する場合には、「生年月日」欄の記載を省略しても差し支えない。

第一号様式記載上の注意⑼ｃ中「こと」の次に「。なお、報告書の提出者が個人である場合には、変更前の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない」を加え、同記載上の注意⑼中ｃをｄとし、ｂの次に次のように加える。

ｃ　報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。

第一号様式記載上の注意⑸ｂを次のように改める。

ｂ　借入金の内訳

「①　取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。

「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」（令第１条の９に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。

借入先が個人である場合には、「所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。

「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関（以下この様式において「銀行等」という。）からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「１」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「２」を記載すること。「１」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「②　借入金の内訳」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「③　借入先の名称等」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。

第二号様式記載上の注意ｃ中「譲渡の相手方」の次に「（令第14条の８第２項に規定する者を除く。ｆ及びｇにおいて同じ。）」を加える。

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第十条　証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十一条の二第三項」を「第二十一条の二第四項」に改める。

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令及び金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　次に掲げる府令の規定中「トまで」を「リまで」に改める。

一　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）第二条第二項

二　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第三十条第二項第六号及び第九十五条第二項第六号

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第八号中「第五十六条の四第一項」を「第八十一条第一項第三号」に改める。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を次のように改める。

（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の三　法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。）に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の有価証券報告書等（法第百七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第百七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額

イ　法第百七十二条の四第一項に規定するとき　当該有価証券報告書等に係る法第百八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間